



# すみりんニュース

## No.43

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会  
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-3-21  
TEL06-6674-3732 FAX06-6674-7201 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

## この号の内容

1. 住吉部落史研究会学習会の報告・・・・・・・・・・・・ (1) ~ (5)
2. 住吉地区フィールドワークに参加して (2015年7月4日 関西学院大学グループ)・・・ (5) ~ (6)
3. 公益財団住吉隣保事業推進協会の動き
  - ① 定時評議員会の報告・・・・・・・・・・・・ (6) ~ (7)
  - ② 住吉隣保事業推進センターの建設について・・・・・・・・ (7) ~ (8)
4. 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座の案内・・・・・・・・ (8)

## ■ 「住吉部落史研究会学習会」の報告

### 「部落史研究からみえてきたことーその成果と反省をふまえてー」

去る2015年2月21日午後6時半から住吉部落史研究会の学習会をおこないました。テーマは、「部落史研究からみえてきたことーその成果と反省をふまえてー」で、講師には、桃山学院大学の寺木伸明特任教授をお招きしました。以下に、当日の内容を掲載します。

#### 【住吉部落史研究会学習会の報告】

### 「部落史研究からみえてきたことーその成果と反省をふまえてー」

2015年2月21日 (土)  
寺木伸明 桃山学院大学特任教授

本日は、学習会講師としてお招きいただき、ありがとうございました。また、一昨年は私が副会長を勤めております全国大学同和教育研究協議会秋季企画のフィールドワークで大変お世話になりました。この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

私は桃山学院大学に勤めて36年、この3月末で退職致しますが、その間の研究成果を反省も交えながらお話させていただきたいと思います。ただ、地元住吉部落の歴史については私より皆様の方がよくご存じだと思いますので、大阪府域の部落史を中心として、

若干、和歌山県など近畿地方の部落史についても触れながら話を進めていきたいと思えます。

今日の話の柱は、3点です。一つは、被差別部落の成り立ち(起源)、二つめは、近世(織豊時代から江戸時代末期)の部落の生業や役務の実態、三つめは、その他の被差別民衆の生活実態や社会的役割です。

#### 序 何のために被差別部落の歴史を学ぶのか

まず、何のために部落の歴史を学ぶのかということですが、私は、部落の歴史を学ぶことによって、部落差別や職業差別の原因や変遷、差別からの解放の闘いなどを理解し、差別からの解放の展望や意欲・行動力を培うためであると考えています。イギリスの著名な歴史家であったE.H.カーは、名著『歴史とは何か』(岩波新書)で、「歴史とは過去と現在との対話である」と繰り返し述べています。



このように、歴史を学ぶということは、過去を知ることによって現在を理解するという事です。そのことをおさえて、本論に入っていきたいと思います。

## I 被差別部落（皮多/長吏身分）の成立過程

部落の起源を研究するためには、まず部落差別とは何かをおさえておくことが必要です。では、部落差別とはどのような差別なのか。

これは生まれによる差別、被差別部落出身であることによってさまざまな不利益をこうむる差別です。また、身分差別と非常に関係が深く、部落差別の始まりを話すためには、身分の話をする必要があります。現在の研究では、身分とは、代々世襲されることによって継承され固定化される生得的な社会的地位をさすと考えられています。社会的地位が、生まれたときに決まってしまうのが身分です。

この身分形成の諸要因として、共同体、分業（職業）、階級、ケガレなどの観念、それに政治権力がからんでいると考えられています。

かつては部落の起源を考える場合、政治権力の作為を過大に重視してきました。最近の研究では、分裂支配のためにいきなり部落をつくるのは、政治権力がいくら強力であっても不可能で、いまあげた諸要因をふまえて、政治権力が部落を固めていったと考えられるようになってきています。

### 1 部落差別に結びつく差別の始まり

部落差別に結びつく差別の始まりとして、ひとつは、漢訳仏典に見られる大乘仏教の、屠畜〔とちく〕業者（皮革業者）を疎外する考え方の影響、もうひとつは、平安時代の初期につくられた法典「延喜式〔えんぎしき〕」の、ケガレ観念にもとづく屠畜業者（皮革業

者）への不浄視の影響、三つめは、大乘仏教の差別的側面や「延喜式」のケガレの規定の影響を受けて神社がつくった物忌〔ものいみ〕規定の影響があります。

具体的に見ていきますと、大乘仏教では、さまざまな経典に差別的な記述が出ています。その代表的なものが、法華経〔ほけきょう〕といわれる『妙法蓮華経〔みょうほうれんげきょう〕』です。この中の「安樂行品」第十四に「(菩薩摩訶薩は) 旃陀羅〔せんだら〕と及び猪・羊・鶏・狗〔いぬ〕を畜〔か〕い、畋獵〔でんりょう〕し漁捕する諸の悪律儀のものにと親近せざれ」とあります。つまり、高僧たちは、「旃陀羅」とか家畜を扱う者（屠畜業者・皮革業者など）、狩人、漁師などに親しく接してはいけない、というものです。「旃陀羅」は、サンスクリット語の「チャンダーラ」の音写語で、インドのカースト制度のもとで差別されたアウトカーストのサブカースト（ジャーティー）のひとつで、いちばん身分の低い人びとという意味になります。

また、『陀羅尼集経〔だらにじっきょう〕』という密教系の重要な経典には次のような文言があります。「もし死体を見たり、女性が出産するところを見たり、あるいは六種類の家畜が出産をして、血が流れているようなところを見たときは、いろいろなケガレに染まる。そういうときには印を結び、この呪文を唱えれば清められる」。死体や血からケガレが出ていて、それに触れると人間に不幸、災いや病氣、けが、ついには死をもたらす、と考えられていたのです。

次に「延喜式」（927年）を見ると、下記のような文言があります。「凡触穢惡事忌者。人死限三十日。自葬日始計。産七日。六畜死五日。産三日。鶏非忌限。其喫糞三日」。ケガレに触れたならば、何日間慎めという規定です。人死は三〇日。つまり人間の死体は三〇日のケガレであるとされました。

部落差別にかかわってくることとしては「六畜死五日」です。六畜というのは、牛、馬、豕〔いのこ〕、羊、鶏、犬。この六種類の家畜が死んだ場合は、五日穢れる。出産した場合は三日穢れると規定されていました。

同じ「延喜式」の別の条項で「凡鴨御祖社南辺者、雖在四至外、濫僧・屠者等、不得居住」とあります。京都の高野川と賀茂川が合

流する地点の北側に下鴨神社がありますが、その南側のあたりは境内の外であっても屠畜をする人たちは住んではいけないとされたのです。

神社では、京都の御霊社〔ごりょうしゃ〕の服忌令〔ぶっきりょう〕(1403年)の中に「月のさわりの人、十一日すぎてまいるべし」とある。女性は生理のあと十一日過ぎたらお参りしてもいい、ということ。そして「猪鹿食たる人五十日」。肉食穢といわれるケガレが五〇日ということ。また、「六畜の死穢五日」「六畜の産穢三日」とあり、これが部落差別につながってくる条項です。また、人間の死体がケガレだとする考え方から、葬送の仕事に対する職業差別が生み出されてきました。

このように、一〇世紀ごろから大乘仏教の中にみられる差別的教義、「延喜式」のケガレの規定、神社の物忌み規定などの影響にもとづいて、屠畜業者(皮革業者)に対する排除・差別が始まり、河原者〔かわらのもの〕や皮革職人たちを社会的に差別しはじめたのが、部落差別につながる差別の始まりと考えられます。屠畜業者(皮革業者)になにか責任があつて排除されたのではないということ強調しておきたいと思います。もともとはどの地域でも狩猟・屠畜の仕事にみんなが従事していて、差別の対象ではなかったのです。文明が発達し、専門化され、特定の文化・社会に置かれたときに、主として政治的作用により差別が発生するのです。

## 2 河原者(「穢多」「清目」)の実態と社会的地位

鎌倉時代の国語辞典『塵袋〔ちりぶくろ〕』(13世紀後半成立)に「キヨメヲエタト云フハ何ナル詞〔こと〕ハソ」と出ています。「エタ」と呼ばれた人は「人マシロイモセヌ」状況に置かれていると書かれています。鎌倉時代には、先ほどあげた三つの考え方がだんだん民衆に浸透してきて、ついに交際を絶たれるという状況になってきているのです。

その後、室町時代の「七十一番職人歌合〔しちじゅういちばんしょくにんうたあわせ〕」(1500年ごろ)には、「ゑた」と記された人が、地面に皮をピンと張って、木の杭で打っている場面が描かれています。ここで注目したいのは、この人たちが皮革職人として

描かれていることです。身分は、仕事と深いかわりをもちますが、その仕事をやめても差別されることが身分差別の特徴です。おそらくこの時代は、なんらかの事情で仕事をやめると、差別から解放される可能性がある、職業差別的な状況にあったと考えられます。

室町時代、河原者が古い大きなお寺などの庭をつくったことで有名です。銀閣寺(正式には慈照寺銀閣)の庭をつくった河原者の又四郎は「某〔それがし〕、一心に屠家に生まるるを悲しむ。故に物の命は誓うて之を断たず、又、財宝は心して之を貪〔むさぼ〕らず」と言っています(『鹿苑日録』延徳元年6月5日条)。

河原者といわれた屠畜業者(皮革業者)がなぜ造園業に従事していたのか。九州大学の服部英雄さんが『河原ノ者・非人・秀吉』(山川出版社、2012年)という本の中で、陰陽道〔おんみょうどう〕の考え方の影響を受けていると説明されています。陰陽道によると、冬に庭をいじるとその下にいる大地の神・土公神〔どくじん〕が怒り、祟りが起こるので、普通の造園業者は冬には仕事ができなかった。そこで、異能の持ち主ならタブーが回避されるのではないかということで、河原者たちが進出するようになった。それで技量を磨いて見事に銀閣寺の庭などをつくりあげていったということなのです。

## 3 戦国時代の「かわた」の社会的性格と職業差別

次に、戦国時代の「かわた」についてみますと、戦国大名は自分の兵士たちに鎧甲〔よろいかぶと〕を装備させなければなりません。この鎧に大量の革が使われ、それを作る人が重用されました。「かわた」、皮作〔かわづくり〕といわれた人々は、他の大工とか刀鍛冶〔かたなかじ〕などと同じように職人扱いをされ、職人編成をされていたことがわかっています(笹本正治「戦国大名の職人編成とかわた」『解放研究』17号、2004年)。

やがて「かわた」、皮作は、豊臣政権が成立する過程で検地が行われると、原則、「かわた」(西日本)あるいは「てうり」(長吏、東日本)として把握されていくことになりました。大阪の松原市内の被差別部落にかかわる検地帳で、名前の右肩に更池村とか東田井村という村の名前が記されているが、それに交

じって「かわた」という肩書がついた人が出てきます。中世では同じ階層の人々が、「穢多」、河原者、清目、皮作、細工などとさまざまな呼称で呼ばれてきましたが、太閤〔たいこう〕検地帳で多くは「かわた」になります。

検地帳は権力にとっては非常に大事な徴税台帳にあたるもので、永久保存を命じられた帳簿でした。これ以降、その土地を継承するかぎり、「かわた」の子孫には肩書に「かわた」がつくケースが出てくるようになります。皮革・屠畜の仕事をやめて農民になったとしても、「かわた」の肩書から抜け出すことができなくなります。こうして職業差別の状態は身分差別の状態へと転化していく画期となったと考えられます。

#### 4 被差別部落成立の諸要因

ここで、被差別部落の成立の諸要因についてまとめておきますと、①主として皮革業者・屠畜業者に対する職業差別、②ケガレの観念をはじめとする宗教・思想・習俗のあり方、③前代から引き継がれた地域住民のケガレ観・差別意識、④封建領主と領民との階級関係、⑤太閤検地帳への「かわた」登録、身分令などの法令、キリシタン弾圧と禁教を目的とした、身分別の宗門改帳の作成等の領主の政治的作為などがあげられます。

## II 近世部落の生業と役務等の実態

ここからふたつめの柱である、近世の被差別部落（関西では皮多村、関東では長村と称することが多かった）の人々の実態を、新しい研究成果を用いてお話させていただきます。

### 1 生業

まず部落にとって伝統的な皮革業についてですが、皮をどのように取得していたのかが、これまでよくわかりませんでした。しかし、大阪の富田林〔とんだばやし〕市内の被差別部落（河内国石川郡新堂村内皮多村）の旧家から古文書が出てきて、いろいろなことがわかってきました。

古文書を分析すると、旧新堂村内皮多村のテリトリー「草場〔くさば〕」は、95か村ほどの、非常に大きいものだとわかってきました。ここで牛馬が死ぬと、百姓の持ち物であったものでもその死体は新堂村皮多のものとなりました。天和～貞享期（1681～88年）に年間牛約80頭、馬約15頭取得していました。



生皮だけで当時一両の値打ちがありました。現在のお金に換算するのはむずかしいのですが、8万円くらいになると思います。80頭で計算すると、年間640万円の収入になります。皮だけでなく、角、ひづめ、肉なども売ることができましたので、死牛一頭取得すると、かなりの収入になったのです。

皮革の工程は、江戸時代の鞣〔なめ〕しのしかたで、二十数工程にもものぼります。その皮を用いた皮革業の需要は多く、非常なもうけを生みました。たとえば大阪の渡辺村、現在の浪速〔なにわ〕の被差別部落では、天保年間（1830～44年）で年間10万枚の皮を扱っていたと言われます。『世事見聞録』

（1816年）という当時の随筆には、渡辺村の太鼓屋又兵衛は約70万両の身上〔しんしょう〕であったと書かれています。ものすごい富豪がいたのです。

太鼓職人の誇りがうかがえる史料もあります。渡辺村の太鼓屋金兵衛は、天明三

（1783）年に30年もの保証書をつけています。もし破れたら無料で張り替えるという保証なのですが、それだけ素材と技術に自信をもっていたのだと思います。

肉食については、公には禁じられていましたが、われわれの先祖は一貫して牛馬肉を食べてきました。たとえば和泉国の嶋村という皮多村では、宝暦3年（1753）12月21日付の牛肉受取書を福田村庄屋宛に出しています。その他、河内国などで屠畜を行っていたことを示す記録が存在しています。

被差別部落の生活を見るうえでもうひとつ大事なのが、農業です。河内国丹北郡更池村では、皮多の人だけで、出作を含めると135石ほど所持していました。大阪地域ではだいたい一反から米一石穫れると考えられますの

で、一三町歩ほどの田畑を所持していたことになりま。和泉国南王子村（皮多村）は、正徳 3（1713）年の時点で 143 石余の村高を持っていました。その他に他村に出作地をたくさん持っていました。

その他の仕事では、関東で、箆 [おさ] の製造販売をやっていました。これは織物の機械に欠かせない道具です。また、「穢多頭」弾左衛門のところでは灯心 [とうしん] の販売をしたり、関東では、砥石 [といし] の販売も部落の人々がやっていました。そのほか、全国各地の被差別部落に医薬業に従事していた人びとがいました。

## 2 役務

生活実態として少し詳しくお話ししたいのが、役務 [えきむ] についてです。ここでは紀州藩の牢番頭 [ろうばんがしら] といわれた皮多身分の人々の仲間がどういう役務についていたのかを説明します。

和歌山城の南のほうに岡嶋村という被差別部落があり、役務として城内外掃除役、吟味御用、仕置役、町廻・召捕 [めしとり] 役、牢番、療治役を担っていました。療治役以外は、主として現在の警察業務と刑務役にあたるとご理解いただきたいと思います。

紀州藩牢番頭家文書の編纂 [へんさん] 過程で、吟味御用とか召捕役といった警察業務では、広域捜査もやっていて、現在の和歌山市内の警察署や和歌山県警と同じような仕事を行っていたということがわかってきました。

また、牢番頭である皮多身分の人たちが、囚人に対して治療をやっていました。彼らが記録した帳簿に出てくる病名が、70 種類ほどあります。風気、風邪、傷寒、中寒、寒熱、暑気当り、中暑、腹瀉、瀉痛、腸腹痛、吐瀉、腹張り痛、下血、疝癩、痢病等々。それぞれの症状にふさわしいと思われる漢方薬を処方していました。その漢方薬を書きあげますと、冒風湯、芍薬湯、清上防風湯、香蘇散、清暑益気湯とか、40 種類くらいあります。専門的知識をもって治療にあたっていたのです。その際の心がけとして「たとえ囚人であっても、人間だ。かりそめにも人命にかかわる。だから一生懸命治療するのだ」いうことを書き残しています。

## おわりに——解放に向けての課題

最初に申し上げましたように、本日は、もう一つの柱であります「その他の被差別民衆の生活実態と社会的役割」についてもお話したかったのですが、残念ながら予定の時間がきてしまいましたので、割愛させていただいて、最後に、部落差別の形成の諸要因についての研究から、部落解放の課題についてどういことが言えるか、という問題についてお話したいと思います。

まず①主として皮革業者・屠畜業者に対する職業差別が要因の一つとして明らかになってきましたので、このことについては職業差別、特に食肉産業従事者に対する差別の克服をめざさなければなりません。②ケガレの観念をはじめとする宗教・思想・習俗のあり方も要因になっていましたので、特に仏教界・神道界など宗教界の反省と取り組みが必要です。③前代から引き継がれた地域住民のケガレ観・差別意識の問題については、地域社会における交流と連帯の強化が大切です。④封建領主と領民との階級関係という要因もありましたから、これについては現在では労働組合と部落解放同盟など運動団体との連帯が不可欠だと思います。⑤封建領主の政治的作為が重要な役割を果たしたのは明らかですので、この面については人権擁護法あるいは人権侵害救済法などの人権法を定めたり、国連の人権機関との連携を強めたりして強力な人権政策を展開させていく広範な運動が求められます。

これらの課題実現のためには人権教育・啓発・研修が不可欠であることは言うまでもありません。そして、その際、人間の手で作られた差別は、必ず人間の手でなくせるということを歴史から学び取ることも大切であると考えます。

以上のことを申し上げまして、私の拙い話を終わりたいと思います。ご静聴いただきまして、ありがとうございました。

## ■住吉地区フィールドワーク（2015年7月4日 関西学院大学グループ）

### 「住吉を訪問して」

関西学院大学の人権教育科目の一環として7月4日にフィールドワークが行われました。私は娘を連れて、生まれて初めて部落を訪問しました。住吉東駅で降りてから、まず目に入ったのは「市民交流センターすみよし北」の特徴的な彫刻でした。その存在感の大きさに圧倒されつつ、地域の方々が強いられてきた苦勞の歴史に想いを寄せました。

フィールドワーク第1部では住吉部落の歴史と課題の紹介がありました。時代の流れの中で住吉の人たちがどのように立ち上がり、自分たちの街を作ったのかの説明がありました。私にとって特に興味深かったのは、歴史と街づくりとアイデンティティーの関係性です。福田雅子さんの「証言」や吉村美代子さんの詩が紹介されました。また、ところどころで目にした彫刻なども、人間の尊厳を力強く感じさせるものでした。部落には部落特有の歴史があり、それが自分たちのアイデンティティーと深く結びつき、その共通のアイデンティティーを土台として街づくりがされていたのが印象的でした。

私は50年前から日本に住んでいるアメリカ人です。親の仕事の関係で小さいころに日本に連れてこられました。若いころは自分のアイデンティティーで悩み、自分が与えられた境遇を受け入れられないこともありましたが、しかし、今となっては違います。周りのみんなと違うことで、私は小さいころから自分のアイデンティティーの問題を突き付けられました。その葛藤（かっとう）が自分の強さにつながったと思います。逆に言えば、多くの人は群れを成して育つ過程の中で一度も自分のアイデンティティーの問題と向き合うことがなく、自分が何者なのかを深く考えずに成人すると言えます。はっきりとしたアイデンティティーを持つことや、今の自分を作り出した歴史を認識することは人間にとってかけがえのないものです。住吉を訪問してその人間の魅力を感じました。

第2部では部落中央にある様々な施設を見て回り、充実した福祉サービスの在り方に感

心しました。こんなに小さなエリアに全てが整えられている印象でした。子どもから高齢者にいたるまで、またはいろんな障がいを抱えている人もサポートを受けることができる施設を見ることができました。さらに、医療的なサポートも受けることができるクリニック（診療所）も併設されていて、素晴らしい環境だと思いました。日本国憲法には平和に生きる権利がうたわれていますが、私の中ではこの街こそ様々な弱さを抱えている人が安心して暮らせる街作りのモデルのように映りました。

たった数時間の訪問でしたから、表面的にしか見ていないと思いましたが、この町を作ってきた人々の夢と願いを感じた気がしました。当日の案内をして下さった方々に感謝いたします。

ジェフリー メンセンディーク  
（関西学院大学准教授）

## ■公益財団住吉隣保事業推進協会の動き

### ①評議員会の報告

2014年度事業報告・決算を承認

新理事に平松直樹さん、新監事に濱田豊さんを選出

さる、6月6日（土）市民交流センターすみよし北において午後2時から6月理事会が、6月21日（日）2時から定時評議員会が、それぞれ開かれました。

今回の理事会、評議員会では、2014年度の公益財団としての独自事業の取り組みと市民交流センターすみよし北に関する取り組みについて、それぞれ事業報告に関する件、決算に関する件と監査報告が提案され、承認されました。

事業報告に関しては、①貸衣装事業について今の時代に沿ったあり方の検討、②「住吉隣保事業推進センター」の建設に関して女性の意見を反映させる工夫、③市民交流センターすみよし北の貸室状況の向上、④不登校生にむけたサテライト教育事業の今後について、質問と意見が活発に出されました。

また、役員体制に関する提案事項としては、福原宏幸理事からの任期途中の辞任の申し出があり、理事会で平松直樹さんが推薦さ

れ、評議員会で選任されました。続いて住田利男監事からも任期途中での辞任の申し出があり、理事会で濱田豊さんが推薦され、評議員会で選任されました。

その他の報告と検討事項としては、①公益財団の維持に関して、公益事業の拡大と定款の変更を検討していること、②「住吉隣保事業推進センター」の建設に関する進捗状況と建設にむけた住民からの寄付金の状況、並びに今後の建設費の支払い計画について、③大阪市立大学文学部と国立国会図書館からの要請(公益財団のホームページ掲載資料の活用に関するもの)があること、④市民交流センターの存続にむけた取り組みの報告と今後について説明がありました。

これらの報告と検討事項に関しては、①の「定款の変更と公益事業」に関しての質問、意見が活発に出され、②の「住吉隣保事業推進センター」の建設については、新センター建設の意義と目的を訴え、みんなの力で「新センター」を建設するため引き続き寄付金をお願いしていくことが確認されました。

## ②住吉隣保事業推進センターの建設について

### 【新センター建設第2期の寄付の報告】

前回以降、6月末までに36人から30万8,000円が集まりました！

今号では、第2期(2015年6月1日～6月30日まで)寄付活動の報告をします。

2015年4月1日より、2,500万円の目標で「住吉隣保事業推進協会センター」建設にむけた寄付をお願いしていますが、前回以降、6月30日現在まで36個人から総額308,000円を頂いています。厚く御礼申し上げます。

ご寄付を頂きました個人(公表してよいという方のみ)のお名前は、以下のとおりです。

個人：佐竹佐代子さん、佐藤トシ子さん、藤本和彦さん、辻村絹子さん、笹田衣度夫さん、前田富子さん、一水洋子さん、辻村義輝さん、吉田重之さん、前田和子さん、高橋千恵子さん、吉田千鶴さん、森本浩資さん、森本初美さん、萩野芳彦さん、奈良川秋雄さん、植並一さん、植並初枝さん、山本貢さん、吉村章さん、澤田千代子さん、長畑卓治

さん、野村カエ子さん、上田佐彦さん、菅原智恵美さん、的形眞佐子さん、大橋奈美さん他9名(受付順)

**目標の2,500万円達成まで、あと1,902万4,000円です。皆様のご協力よろしくお願いたします。**

### 【共同建設が落札】

「住吉隣保事業推進協会センター」建設にむけた進捗状況としては、6月26日午前10時より市民交流センターすみよし北にて、工事を請け負う業者の入札が行われました。入札は、公募型指名競争入札方式でおこなわれ、建設委員会代表の立会のもと、3建築業者が参加し、住吉共同建設株式会社の落札が決定しました。



### 【起工式をおこない、いよいよ着工】

また、7月3日に、大阪市より確認申請が認められました。この結果を受けて、7月15日に起工式をおこないました。住吉共同建設株式会社によっていよいよ着工されます。

### 【住吉隣保事業推進センターの愛称募集！】

現在、2016年4月にオープン予定の「住吉隣保事業推進センター」(施設)の愛称を募集しています。「住吉隣保事業推進センター」は、言うでもなく①住民の支え合いによる自主活動の拠点、②相談の拠点、③自立支援の拠点(勉強会や各種研修会等)、④交流の拠点、⑤図書・資料(人権問題や住吉地区に関する図書・資料)の拠点としての機能を持った施設として住吉地域(寿湯跡地)に建てられます。そのための親しみのある愛称



(住吉隣保事業推進センターの完成予想図)

の募集をしています。最優秀賞には3万円の商品券を贈呈します。応募要領は、下記の通りです。

**応募内容** 住吉隣保事業推進センターの愛称

**応募時期** 2015年8月1日～10月31日  
※締切日消印有効・持参可

**応募方法** ①愛称、②愛称の説明、③応募者の名前、年齢、住所、電話番号を記載し、①直接持参、②郵送、③ファックス、④Eメール、のいずれかの方法で応募してください。

**応募先** 公益財団法人住吉隣保事業推進会  
事務局 宛

〒558-0054 大阪府大阪市住吉区帝塚山東5丁目3-21 市民交流センターすみよし北内

【電話】06-6674-3732

【ファックス】06-6674-3710

【Eメール】sumiyoshi3731@gmail.com

**賞品** 3万円の商品券

**選考** 当財団理事会で選考

**発表** 2015年12月中旬に当選者に通知  
公益財団法人住吉隣保事業推進協会の機関紙「すみりんニュース」およびホームページにて発表

## ■「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座のご案内

### 【テーマ】

「地域で若者と仕事をつなぐ取り組みのフィールドワーク（仮）」

【日程】2015年9月19日（土）

【時間】午後1時半～4時半

【場所】泉佐野市鶴原地区

【集合】午後12時半に市民交流センターすみよし北集合（時間厳守）

【定員】20名（先着順）

【費用】1,000円（資料代込み）

【〆切り】2015年9月1日（火）

### 申込み方法

直接来館・電話・ファックスにて受け付けています。1.住所、2.名前、3.電話番号、を明記の上、お申込みください。

### 申込み・お問合せ先

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-3-21

公益財団法人住吉隣保事業推進協会

電話：06-6674-3732

ファックス：06-6674-3710



## ■公益財団法人住吉隣保事業推進協会ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

\*「すみりんニュース」は、2ヶ月に1回、奇数月に発行致します。